

平成 20 年度 国土交通省税制改正要望 主要項目 結果概要

平成 19 年 12 月

国 土 交 通 省

Ⅲ 連携協働による地域再生の推進

1 活力ある地域づくりと観光交流の拡大

(1) 歴史的風致の維持・再生によるまちづくりの推進に係る特例措置の創設

我が国固有の歴史的な風情や情緒（歴史的風致）を維持・再生し、歴史・文化等を活かしたまちづくりを推進するため、市町村が策定し、国の認定を受けた「歴史的風致維持再生計画（仮称）」に定められた重点区域における公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は歴史的風致維持再生機構^(注)に譲渡する場合の特例措置を創設する。



<公共・公用施設整備のイメージ>

歴史的風致の維持・再生によるまちづくりに資する歴史的建造物と一体となった歴史情緒ある小広場の整備

○所得税、法人税等：1500万円特別控除

(注) 歴史的風致維持再生機構（新設）

市町村長の指定を受けて歴史的風致の維持・再生によるまちづくり活動を行う公益法人等